

## 改正労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日施行の『改正労働者派遣法』により、派遣元事業主は、毎事業年度終了後、『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）』の公開が義務付けられました（法第23条第5項）。法律に従って、弊社の前年度実績に基づく情報提供項目を下記のとおり公開致します。

派遣労働者の数	27人
派遣先の数	4箇所
マージン率	36.8%（2020年10月実績）
教育訓練に関する事項	新入社員教育（集合・OJT）〔6.5時間／年〕〔有給・無償〕 設備管理員研修（集合・OJT）〔8時間／年〕〔有給・無償〕 個人情報保護に関する教育〔2回／年〕〔有給・無償〕 その他社外研修、OJT
労働者派遣に関する料金額の平均額	19,968円
派遣労働者の賃金額の平均額	12,628円
福利厚生等その他の事項	年次有給休暇・定期健康診断・社員寮有

**キャリアコンサルティング窓口 本社人事課（045-474-0641）**

※マージン率には健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険などの福利厚生費の他、営業経費、賃借料、広告費等の会社運営に関わる諸経費を含みます。